

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一^{ページ}

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める施設の指定に関する告示の一部改正

(同)

三

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

三

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

三

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表各機関共通の部4の項中、「(保健所の運転士を除く。)」を削り、同表環境生活部地球環境課の部中「環境生活部地球環境課」を「環境生活部環境管理課」に改め、同表林政部林政課の部18の項を削り、同表林政部県産材流通課の部中「19」を「18」に改め、

同表林政部森林整備課の部中「20」を「19」に、

作業服(上・下)	一着
長ぐつ	一足
防寒服	一着

林業普及指

三年	導業務に従事する職員を除く。	を	作業服(上・下)	一着	三年	に改
一年	林業普及指導業務に従事する職員に限る。					
三年						
三年						

め、同部に次のように加える。

20	現業的業務に従事する技術職員	作業服(上・下)	一着	一年
----	----------------	----------	----	----

別表産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所の部中「産業技術センター、機械材料研究所」を「工業技術研究所、産業技術センター」に改め、同部62の項中「機械材料研究所」を「工業技術研究所」に改め、同表森林研究所の部に次のように加える。

81	林業普及指導業務に従事する職員	作業服(上・下) 長ぐつ 防寒服	一着 一足 一着	一年 三年 三年
----	-----------------	------------------------	----------------	----------------

別表森林文化アカデミーの部中「81」を「82」に改め、同表土木事務所の部中「82」を「83」に、「83」を「84」に改め、同表東海環状自動車道事務所の部中「84」を「85」に改め、同表犀川管理事務所の部中「85」を「86」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の部中「86」を「87」に改め、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部中「87」を「88」に改め、同表流域浄水事務所の部中「88」を「89」に、「89」を「90」に改め、同表建築事務所の部中「90」を「91」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百七十一号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の第二項及び第五条の第三項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十四年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十 歳 未 満	四、六一三円	一一、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一二、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二二、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	二四、五五一円
五十五歳以上六十歳未満	五、七七七円	二二、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十 歳 以 上	三、九五〇円	一一、九五四円

岐阜県告示第七十二号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める施設の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

第三号を削る。

岐阜県告示第七十一号の二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百五十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程(昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「その他知事が必要と認める者」を「精神保健福祉センター所長の職にある者」に、「健康管理医が」を「当該健康管理医が」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 健康管理医(技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長の職にある者に限る。)

健康管理医全体の調整及び統括をする業務を行う職務

第六条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 健康管理医(精神保健福祉センター所長の職にある者及びその他知事が必要と認める者に限る。)

別表第二に掲げる健康管理医が所管する全ての所屬に対し、他の健康管理医の依頼による規則第十四条第一項各号に掲げる業務及び他の健康管理医に対して専門的な助言を行う業務を行う職務

別表第二技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長及び精神保健福祉センター所長の項中「及び精神保健福祉センター所長」を削る。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社